

# 横 須 賀 市

更新年月日：平成24年4月1日

ホームページ <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/> \* 特定行政庁の設置(昭和29年)

確認申請担当課	開発許可担当課	景観法・屋外広告物法担当課	消防担当課
都市部建築指導課 〒238-8550 横須賀市小川町1-1 TEL：046-822-8319 FAX：046-825-2469	都市部開発指導課 〒238-8550 横須賀市小川町1-1 TEL：046-822-8314~7 FAX：046-826-0420	市街地整備景観課 〒238-8550 横須賀市小川町1-1 TEL：046-822-8377 FAX：046-826-0420	消防局予防課 〒238-8550 横須賀市小川町1-1 TEL：046-821-6466~7 FAX：046-823-8405

建築基準法に基づく条例	横須賀市建築基準条例、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、斜面地建築物の構造の制限に関する条例		
定期報告対象建築物の概要	用途	規模	備考
	・劇場、映画館、演芸場、観覧場*1	100㎡超	*1 屋外観覧場は除く *2 児童福祉施設等については宿泊施設を備えるもの
	・百貨店、マーケット、物販販売業を含む店舗の用途	500㎡超	
	・ホテル、旅館、宿泊を伴う研修所 ・児童福祉施設等*2 ・病院	2F以上又は地階に当該用途が及ぶもの 300㎡超	
※ 対象となる規模は、その用途に供する部分の床面積の合計。			
中間検査制度の概要	構造	規模	
	W, S, RC, SRC造	50㎡超	
※ 対象建築物は「新築」に限る。			
積雪荷重	垂直積雪量は、30cmとします。ただし、標高100mを超える位置にある建築敷地の場合は、多雪区域を定める基準及び垂直積雪量を定める基準に基づき算定した垂直積雪の数値とします。		
法第22条の指定	全市域		
法第52条8項	全市域；適用除外		
日影規制	建築基準法 別表第4の日影時間 【(は)欄】 【(に)欄】		
	1低・2低	：1. 5m (一) 3時間・2時間	
1中高・2中高	：4m (二) 4時間・2. 5時間		
1住・2住・準住	：4m (一) 4時間・2. 5時間		
近商・準工	：4m (二) 5時間・3時間		
用途地域の指定のない区域 【(ろ)欄イ】	：1. 5m (一) 3時間・2時間		
※ 日影図作成上の緯度；35°30' / 経度；139°45'			
市街化調整区域内の建築形態制限	<a href="http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/tokei/thouku/thouku.html">http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/tokei/thouku/thouku.html</a>		
その他の事項			

# 横 須 賀 市

事前協議内容チェックリスト		
名 称	概 要	備 考
建 築 指 導 課		
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	不特定多数の人が利用する公共的施設のうち指定施設	確認申請 30 日前までに協議書提出
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）	一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議（認定を行う場合）	確認申請前までに協議・調整
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体等計画の届出	解体又は建築工事着手の 7 日前までに届出
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	一定規模以上の建築物に係る省エネルギー措置の届出	建築工事着手の 21 日前までに届出
都 市 計 画 課		
横須賀市土地利用基本条例第 8 条	<p>土地利用関連法令の確認 （対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の区画形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積及び建築物の建築で、当該土地利用の用に供する土地の面積が 500 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>・土地利用の用に供する土地の勾配が 30 度を超え、かつ、高低差が 3 m を超える斜面地における区画形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積及び建築物（架台（柱又は壁及び床版（床版の面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるものに限る。）で構成される工作物で、床版の上部を建築物の建築以外の目的に利用するもの）を含む。）の建築並びに建築物に接する地面の高低差が 2 m を超えるものの建築</li> <li>・建築物又は工作物で、高さ（建築物又は工作物が地面と接する最下位からの高さをいう。）が 10m を超えるものの建築及び築造</li> <li>・ホテル、旅館、カラオケボックス、ぱちんこ屋及びゲームセンターその他規則で定めるもの（以下本号において「ホテル等」という。）の建築及び現に存する建築物の全部又は一部の用途をホテル等とする行為</li> <li>・1 m を超える切土又は盛土を行うもの（切土又は盛土を行う土地の面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超え、又は搬出入する土砂等の量の合計が 100 m<sup>3</sup>を超えるものに限る。）</li> <li>・海面における 1,000 m<sup>2</sup>以上の埋立て</li> </ul> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の土地利用を行う際の届出と、それに対する市の関連法令の回答</li> </ul>	横須賀市で一定規模以上の土地利用を行う際、一番最初に行う手続き
横須賀市土地利用基本条例第 9 条	<p>大規模土地利用行為の協議 （対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の区画形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積及び建築物の建築で、当該土地利用の用に供する土地の面積が 1 h a 以上のもの</li> <li>・1 h a 以上の海面の埋立て</li> <li>・都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域及び商業地域以外の地域で行う集客施設の用途に供する部分の床面</li> </ul>	横須賀市で一定規模以上の土地利用を行う際、一番最初に行う手続き

	積の合計が5,000㎡以上の建築物の建築 ・本市の土地利用計画が存する地域及びその隣接地において土地利用行為を行う場合 (内容) ・大規模土地利用行為と市の政策との調整について、市長と協議	
事前協議内容チェックリスト		
名 称	概 要	備 考
開 発 指 導 課		
都市計画法第29条、第35条の2の規定	・開発行為等の規制(変更許可を含む)	許可書の写し又は同法施行規則第60条の証明書等を添付
都市計画法第37条の規定	・開発許可を受けた開発区域内の建築制限	
都市計画法第41条の規定	・市街化調整区域の許可に基づく高さ、壁面の位置の制限	
都市計画法第42条の規定	・開発行為を受けた開発区域内の予定建築物以外の建築制限	
都市計画法第43条の規定	・市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限	確認申請前までに協議・調整
適正な土地利用の調整に関する条例	(対象) ・開発事業、中高層建築物の建築、大規模建築物の建築、特定用途建築物の建築、特定用途建築物への用途変更、がけ地建築物の建築、宅地造成、工場等の建築、墓地等の設置、資材置場の設置、工場跡地における土地利用行為、埋立行為、地区土地利用協定区域内の建築等 (内容) ・公共、公益的施設等の整備と環境等への配慮	
特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例	(対象) ・開発行為、中高層建築物の建築、大規模建築物の建築、特定用途建築物の建築、特定用途建築物への用途変更、がけ地建築物の建築、宅地造成 (内容) ・住民説明のルール化	確認申請前までに協議・調整
都 市 計 画 課		
都市計画法第53条の規定	・都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築許可	許可書の写し等を添付
特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例第53条、第55条	・紛争調整(あっせん、調停)	建築工事竣工まで申請可
市街地整備景観課		
景観法の届出	(対象) ・高さ10mを超える建築物、工作物の建築行為等 ・延べ面積が1,000㎡を超える建築物の建築行為等 ・面積が1ha以上の開発行為 ・景観推進地区内で地区方針及び地区基準に定める行為を行う建築行為等 ・市が工事費の一部又は全部を助成する建築行為等 ※建築行為等とは 新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工事着手の30日前までに届出が必要。 ※この届出の30日前までに、横須賀市景観条例による景観協議を行う必要あり。

建築物等色彩協議要綱	(対象) ・建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合 (内容) ・計画の段階で、建築物や工作物の外観の基調色の色彩について、色彩指針に基づく協議	確認申請前までに協議 (色彩協議書の提出)
事前協議内容チェックリスト		
名 称	概 要	備 考
緑 地 管 理 課 (環境政策部)		
風致地区条例	・風致地区内の行為許可	許可書等の写し添付
首都圏近郊緑地保全法	・近郊緑地保全区域内における行為の届出	
都市緑地法	・特別緑地保全地区内の行為許可	許可書の写し添付
道 路 補 修 課 (土木部)		
狭あい道路拡幅整備要綱	(対象) ・建築物の新築、増改築等をする際に、市道で二項道路に面する場合 (内容) ・寄付行為による後退用地の測量・移転手続き及び舗装等の事前協議	助成制度あり
県土木事務所許認可指導課		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	許可書の写し添付
地すべり等防止法	・地すべり防止区域内における建築行為	
そ の 他		
・用途地域、都市計画施設等の確認	都市計画課	確認申請前までに協議・調整
・まちづくり協定区域内での計画	市街地整備景観課	
・合併浄化槽の設置	資源循環推進課	
・市道境界の確認	道路管理課	
・下水放流区域内の排水計画	給排水相談課	
・下水放流予定区域内の排水計画	給排水相談課	
・河川に排水を放流する計画	河川課	
・開発許可及び宅地造成許可に係る行為	開発指導課	
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律の特定建築物	保健所生活衛生課	
・市有地に隣接する敷地での計画	財産管理課	
・屋外広告物の設置	市街地整備景観課	